「情報社会論」及び「情報倫理学」の 2016 年度授業結果に見る学生の意識と課題

萬代みどり, 非常勤講師

はじめに

情報社会の目覚ましい発展の中で、学生たちは情報技術を華麗に使いこなして日々の生活を楽しんでいるように見える。しかし実態はどうであろうか。本稿は、学生の意識と課題を、各授業終了時提出のレポートをもとに分析したものである。なお、授業「情報社会論」では情報技術を、「情報倫理学」ではセキュリティや法律関係を主に扱った。

1 「情報社会論」の授業内容とレポート考察

授業では、情報の単位やインターネット、ビッグデータや IoT（Internet of Things）など、情報技術及びそれらと生活とのかかわりを各回のテーマとした。レポートの課題は「理解できたこと・できなかったこと」とし、情報技術への理解度を調べた。この章では、第 3 回「情報メディアと情報量」のレポートを分析する。

(1) 第 3 回「情報メディアと情報量」の授業内容

情報量の説明をするにあたって、まず「ビット」、「バイト」、「画素（ピクセル）」などの情報量の基本的な単位を説明した。スマートフォンのメモリーの単位は「ギガバイト」であり、スマートフォンの内臓カメラの解像度の単位は「画素」である。そこで、具体的な説明例としてスマートフォンを使った。また電流の on/off がビットの 1 と 0 に対応することを教室の蛍光灯を on/off で示すなどの工夫もした。

(2) 第 3 回「情報メディアと情報量」レポートの考察

1) 学生の意識

レポートには、

・「バイトがコンピュータで最も使われている情報単位の一つだということを知らなかった。」

・「ピクセルでは 3 バイトが基本となっていることがわかった。そして、RGB でそれぞれの明るさを 1 バイトで表現することもわかった。」

など、これらの用語を今回の授業で理解できたという記述が多かった。「ビット」、「バイト」は高校の教科「情報」で学習しているはずであるが、抽象的で理解が難しいため記憶に残っていないと思われる。SNS に写真を投稿するなども多い世代なので「画素」にはこだわるかと思ったが、画素がこういうものだと初めて知った、という記述も多かった。

2) 課題

学生は理解して使っているように見えるスマートフォンだが、レポートからはスマートフォンを含むコンピュータの基礎的知識を全ての学生が十分持っているとはいえないことがわかる。学生たちは操作して動くように使うという状況のようであり、個人として使うにはそれで十分であろう。

社会人になれば様々な情報機器を業務で使用する機会が多い。情報機器に共通する基礎的な知識が欠けると、知識を横展開できずスマートフォンとは別の情報端末として一から学ばねばならなくなる。すべての基礎的知識を学生に与えることは難しいが、学生が自ら知識を得る力を育むために、授業において一つでも二つでも学生の知識を増やすことが望ましいと考える。

2 「情報倫理学」の授業内容とレポート考察

授業では、コンピュータウィルスや個人情報の保護、電子商取引、著作権などを各回のテーマとした。レポートの課題は「授業の感想」とし、法律やセキュリティへの学生の意識を調べた。この章では、第7回「電子商取引」のレポートを分析する。

(1) 第7回「電子商取引」の授業内容

電子的手段を介して行う商取引を扱った回である。ビジネス利用に加え、学生たちが利用する「インターネットショッピング」も紹介し、それに関係づけて架空請求などのリスクも説明した。

(2) 第7回「電子商取引」レポートの考察

1) 学生の意識

レポートによれば、

・「オークション、フィッシング、ワンクリック、キーロガーなど、どれも皆が知っていて定番な詐欺だが、自分はひっかからないと思っていても詐欺と思わせない巧妙な手口もあるので、ネットで買い物や取引をするときは、このことによく注意しながら用心深くやっていこうと思う。」

・「よく自分も出品や購入をしますが、いろいろな問題があることがわかりました。」

など、授業によって意識が高まったとしたものが多かった。

しかしながら、この回の105枚のレポートには「金銭的被害を被った」、「金銭を請求された」と訴えるレポートも複数存在した。筆者は、レポートの課題は「被害の報告」ではなく「授業の感想」であったのに被害報告が多いことに驚き、第8回の授業では「被害にあったことがあれば書くように」と課題を追加し、新たに3枚の訴えを受け取った。それらをグラフに表したものが図1である。

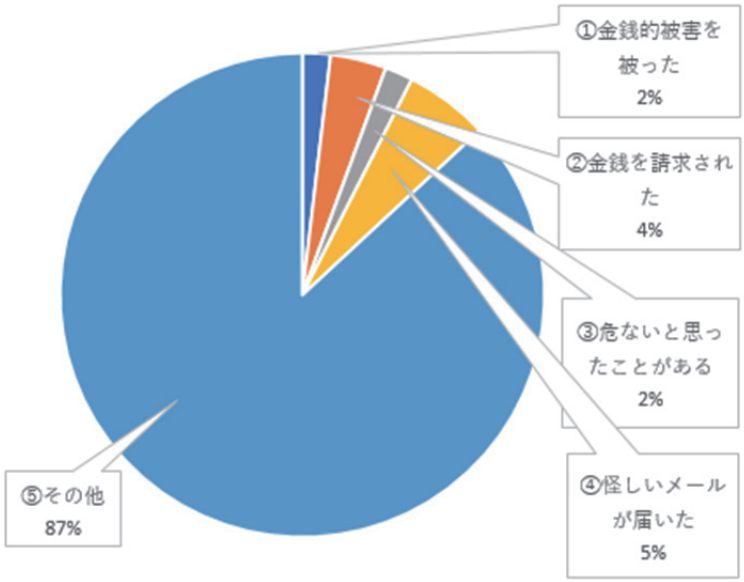


図 1　「電子商取引」レポート分析（筆者作成）

①「金銭的被害を被った」学生のうち 1 名の取引相手は大手ショッピングサイトの出店企業であり、幸いにもそのショッピングサイト運営会社から返金を受けることができた。もう 1 名については、外国人名義の口座に振り込んだまま商品が届かず代金が戻ってくることも無かった。

架空請求の典型例として取り上げられる「アダルトサイト」の金銭的被害の報告は皆無であった。羞恥心から報告をためらったとすれば、実際に金銭的被害を受けた学生はさらに多いのではないかと懸念される。

②「金銭を請求された」は、親の助けや着信拒否等で金銭的被害を逃れた学生である。例えば

・「スマホの誤作動で下に出ていた広告を押してしまって、広告とは違う内容の所に飛びました（アダルトサイト）。閉じるボタン押しても閉じなくてページの途中に『閉じない場合は・・』と連絡先が書かれていたので、その時ワンクリック詐欺の事を知らなかったので連絡してしまいました。」

というありがちな事例では、学生は金銭を支払わなかったものの、繰り返し約 30 万円を請求され怖い思いをしたとのことであった。もっとも別の学生は、自らの状況が「電子商取引法上契約を結んだとみなされない」との知識があったために確信をもって請求を無視し通したという。

③「危ないと思ったことがある」、④「怪しいメールが届いた」は金銭の要求にまでは至らなかったものである。第 8 回のレポートでも特に報告を求めなかったため、実際にはもっと多くの学生が体験していることと思われる。この授業で知識を得たことで、そのようなメールに対し「これまで無視してきたことが間違いでは無かった」と無視することに確信を持てたと書いた学生が複数いた。裏を返せば、これまでは無視しつつもそれが間違いでは無いとの確信を持てなかったということであろう。知識が十分で無いために、正しい対応をしてい

るのに後ろめたさを感じて負う必要のないストレスを負って学生生活を送っているとすれば、学生にとっては不幸なことである。

2）課題

現実社会でも、ネット上の社会でも、自分の身を守るためには自ら知識を蓄え、自らを守る行動をとらなければならないことは同じである。現実社会の身の守り方は幼いころから親が教えてくれるかもしれないが、変化の激しいネット上の社会では、学生自らがそれを身につけていかなければならない。レポートからは大学での授業がその貴重な情報源の一つとなっていると考えられるものの、新たなだましの手口が生まれるネット社会においては、学生自らで新たな情報を入手できる能力を身につけなければならない。

おわりに

学生たちは情報技術を使いこなしているように見えるが、レポートからは学生が持つ情報技術の知識には個人差があることがわかった。基礎的な知識が不十分であれば、学生たちが使っているスマートフォン以外の情報機器へ知識を展開することは難しい。そして、情報技術を利用することで恩恵を受けることはできるものの、利用する上での知識が不十分であるがゆえに遭遇する危険もある。知識が十分でない学生たちは、自分たちにどういう知識が不足しているのかを把握していないようである。

参考文献

(1) 奈佐原（西田）顕郎、「画像解析入門: 画像データの基礎知識」、
http://ryuiki.agbi.tsukuba.ac.jp/~nishida/lecture/image_anal/basic.html（平成 29 年 10 月 6 日閲覧）.
(2) 独立行政法人情報処理推進機構、「情報セキュリティ安心相談窓口」、
https://www.ipa.go.jp/security/anshin/（平成 29 年 10 月 6 日閲覧）.